

国保 健康保険の変更時には
医療機関へ連絡

就職などで会社の健康保険に加入した場合や、転出で国民健康保険の保険者(市区町村)が変更になった場合など、加入する健康保険に変更があった場合は、国民健康保険係への届出および医療機関(薬局含む)に連絡をお願いします。

健康保険の資格喪失後に資格の無い保険証を使用すると、後日保険者が負担した医療費を返還していただく事になりますのでご注意ください。

《注意》

・健康保険の変更日は、新しい健康保険の資格取得年月日(被扶養者の人は扶養認定年月日)からとなります。保険証の交付日や窓口への届出日ではありませんのでご注意ください。

・医療費の返還については返還後、新しく加入した健康保険へ請求の手続きを行うことで、新しく加入した健康保険から支給されます。(特別な事情がある場合を除く)

問 市民課国民健康保険係

☎(80)1143

資産 固定資産(土地・家屋)
縦覧帳簿の縦覧

納税者の皆さんが、自己の土地や家屋の評価が適正かを判断できるように、土地および家屋の価格等縦覧帳簿を縦覧できます。

期間 4月1日(水)～6月1日(月)

時間 午前8時半～午後5時半

場所 課税課資産税係(成東庁舎内)

閲覧できる人 固定資産税の納税義務者または委任を受けた人に限ります。なお、本人確認をしますので、身分証明書などをお持ちください。

※納税義務者および借地人・借家人などを対象とした固定資産課税台帳の閲覧制度もあります。



問 課税課資産税係

☎(80)1282

年金 忘れずに手続きしましょう
人生の節目には、年金の届出を!

就職、退職、結婚など人生の節目には、年金にも届出が必要です。届出を忘れると、将来受け取る年金が少なくなったり、もらえなくなってしまう場合があります。

次のような場合は忘れずに手続きしましょう!

届出が必要な時	手続き先
20歳になったら (国民年金に加入するとき)	・自営業、学生、農業、フリーターの方など ↓市役所市民課および各出張所 ・会社員や公務員に扶養されている妻(夫) ↓配偶者の連絡先
就職	なし(勤務先が加入手続きをします)
退職	市役所市民課および各出張所
配偶者の扶養に入る(結婚や収入減少、配偶者の就職など)	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれた (離婚や収入増加、配偶者の退職)	市役所市民課および各出張所
氏名や住所が変わった	・自営業、学生、農業、フリーターの方など ↓市役所市民課および各出張所 ・会社員や公務員に扶養されている妻(夫) ↓配偶者の連絡先

問 市民課高齢者医療年金係

☎(80)1142